7号水域を母港とする3隻の東端エリア

母港	第７号の水域（東部）

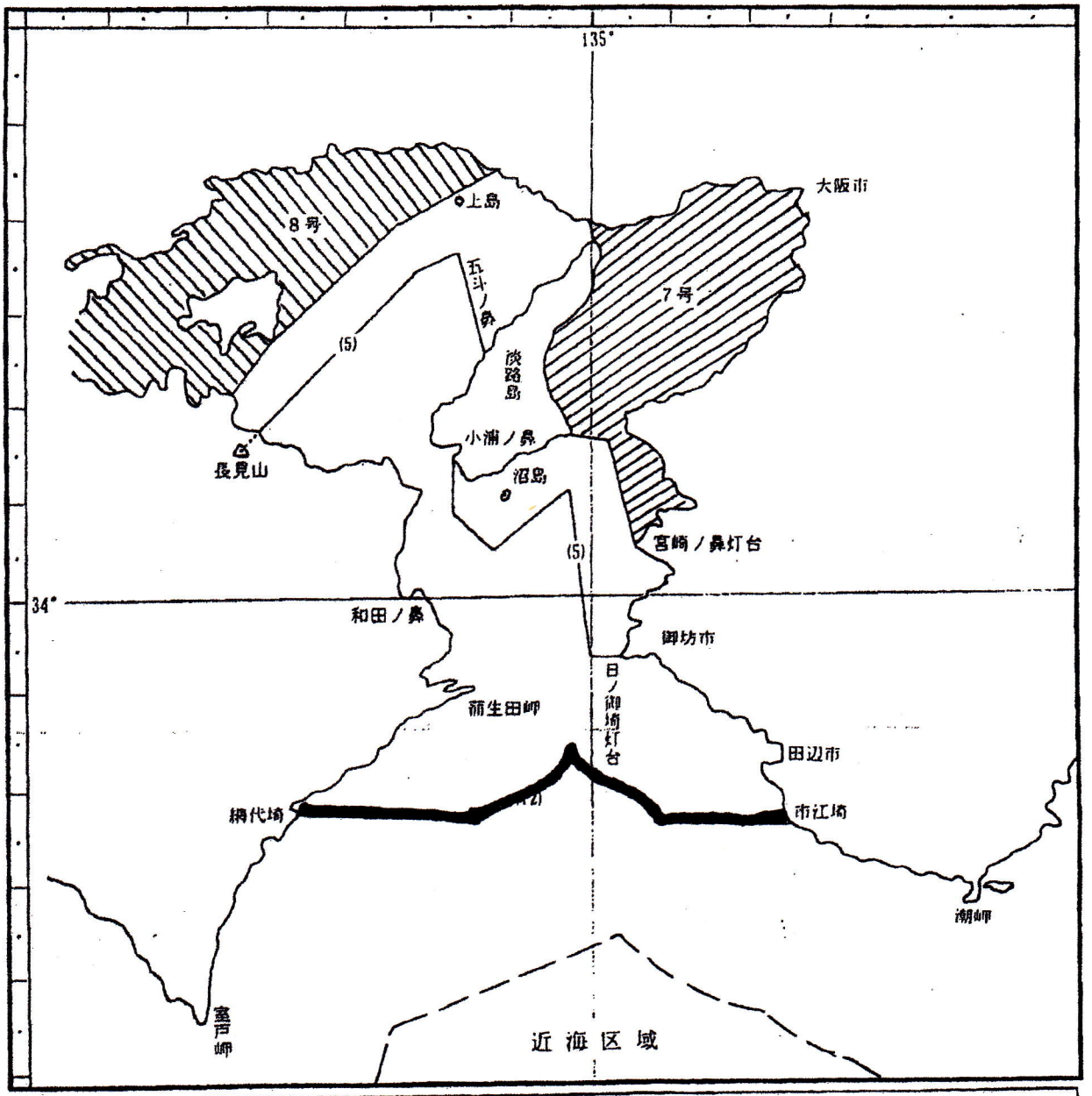

分類	航行区域文章
059907099　５海里制限	ただし、次のａからｆの各地点（ａ和歌山県日ノ御埼灯台　ｂ同灯台から２７０度７５００メートルの地点　ｃ同県宮崎ノ鼻灯台から３１５度１６０００メートルの地点　ｄ兵庫県沼島三ケ埼から１９５度８０００メートルの地点　ｅ同県淡路島小浦ノ鼻から１８０度９０００メートルの地点　ｆ同島小浦ノ鼻）を順次結んだ線、　ｇからｊの各地点（ｇ兵庫県淡路島五斗ノ鼻　ｈ同県上島灯台から１７０度５海里の地点　ｉ同灯台から２０５度７海里の地点　ｊ香川県長見山山頂）を順次結んだ線、　ｋからｑの各地点（ｋ愛媛県岸ノ鼻　ｌ山口県八島鉢埼から１８０度５海里の地点　ｍ同県祝島西端から２３５度５海里の地点　ｎ同島西端から２９５度５海里の地点　ｏ同県野島南端から２５０度７海里の地点　ｐ同県丸尾埼から１９５度５海里の地点　ｑ同県宇部岬港沖防波堤東灯台）を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた水域並びに船舶安全法施行規則第１条第６項の水域に限る。
049907099　１２海里制限	ただし、和歌山県日ノ御埼から徳島県蒲生田岬に引いた線、次のａからｄの各地点（ａ愛媛県大野鼻　ｂ山口県八島鉢埼から１８０度１２海里の地点　ｃ同県祝島西端から２２０度１２海里の地点　ｄ大分県姫島柱ケ岳鼻）を順次結んだ線、　ｅからｈの各地点（ｅ大分県姫島丸石鼻　ｆ山口県丸尾埼から２１０度１３海里の地点　ｇ同県本山岬から１９５度５海里の地点　ｈ同県有帆川口右岸突端）を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた水域、和歌山県日ノ御埼から徳島県蒲生田岬に引いた線、和歌山県市江埼から徳島県綱代埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち本州及び四国の各海岸から１２海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第１条第６項の水域に限る。